

大地震・津波発生時等への対応と皆様へのお願い

平成29年11月1日から、気象庁では、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が始まりました。これに伴い、これまでの東海地震のみに着目した「東海地震関連情報」等は発表されないこととなったため、本校では、「東海地震関連情報」等の文言を削除し、原則として下記のような対応をします。ご理解いただくとともに、記載された緊急時の対処方法についてご家庭の皆様にも周知願います。

保護者の皆様も地震情報には十分に気をつけ、対処の仕方等、普段からお子さんと話し合い、冷静に行動できるよう心がけてください。

記

1 津市に震度5強以上の地震が発生した場合

津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示が発令された場合

- (1) ただちに授業を打ち切り、附属小学校の敷地内で安全と思われる場所で待機させます。なお、附属小学校以外の場所へ移動するときには、事務室前に居場所を掲示します。
- (2) 災害等緊急時出迎え者確認カードに記載された出迎え者が、安全確認の上、速やかに迎えに来てください。カードで確認の上、担任等が出迎え者に児童をお渡しします。
- (3) 始業前の場合は休校とし、学校再開の連絡があるまで登校を見合わせとします。

2 津市に震度5弱の地震が発生した場合

- (1) ただちに授業を打ち切り、附属小学校の敷地内で安全と思われる場所で待機させます。なお、附属小学校以外の場所へ移動するときには、事務室前に居場所を掲示します。
- (2) 被害の状況等により、授業が継続できるかを判断し、保護者に連絡します。保護者等の出迎えによる下校等の措置〔1(2)〕を状況により判断します。
- (3) 始業前の場合は、学校から連絡があるまで登校を見合わせてください。

3 津市に震度4の地震が発生した場合

津波注意報が発表された場合

- (1) 通常どおりの授業実施・登下校とします。
- (2) 始業前の場合は、安全確保が困難であるときには、登校を見合わせてください。
- (3) 被害の状況によっては、上記1及び2に準じた適切な措置をとります。

4 その他

- (1) 始業前、津市に上記1及び2のことが発生・発表されていなくても、居住地に発生・発表されていた場合、学校からの連絡があるまで登校を見合わせ、自宅待機とします。
- (2) 危険が予想され登校を見合わせる場合は、その旨、学校に連絡してください。
- (3) 育友会が皆様に配付しました「あんしん手帳」を参考に、登下校途中で地震が起こった場合の待ち合わせ場所（自宅または学校に向かうか等も含め）や連絡の仕方等、お子さんと十分に話し合っておいてください。また、通学路における崩れやすい法面やブロック塀等、危険箇所の確認をしておいてください。
- (4) 原則として学校への電話での問い合わせはご遠慮ください。公的な電話が受けられなくなったり、学校からの連絡ができなくなったりします。